



島根県報

令和3年3月23日（火）

第 193 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3

【告 示】

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書の様式	（環境生活総務課）	4
土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	（環 境 政 策 課）	6
土地改良区の設立申請	（農 村 整 備 課）	6
県営土地改良事業計画の決定	（ ” ）	7
県立石見海浜公園の区域の変更	（都 市 計 画 課）	7

【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	9
公共測量の実施（2件）	（ ” ）	9

【特定調達公告】

熱分析システムの調達に係る一般競争入札の落札者等	（産 業 振 興 課）	10
--------------------------	-------------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	12
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	12
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	12

【正 誤】

令和2年8月11日付け島根県報第131号中	（市 町 村 課）	13
平成12年12月26日付け島根県報第1,227号中	（文 化 財 課）	13

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

- (1) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものを公文書の写しとして交付することができることとした。（別表関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

- (1) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものを公文書の写しとして交付することができることとした。（別表関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第5号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	

を

「

文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円

に改める。

様式第2号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県情報公開条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	

」

を

「

文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円

」

に改める。

様式第5号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県個人情報保護条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告

示

島根県告示第199号

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第30条第4項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和3年3月23日から施行する。

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書の様式（令和元年島根県告示第114号）は、廃止する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

(表 面)

第 号

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書

所 属
職名及び氏名

写

真

押 出
スタンプ

年 月 日生
年 月 日交付

島根県知事 印

(裏 面)

国民生活安定緊急措置法抜粋

(立入検査等)

第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

2 (略)

(罰則)

第34条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) (略)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令抜粋

(地方公共団体が処理する事務等)

第4条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) (略)

(2) 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)

2 (略)

3 第1項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

島根県告示第200号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸山達也

1 形質変更時要届出区域

江津市島の星町1955-2、1955-4、江津市嘉久志町1936、1937-1、1937-4から1937-7まで、1938、1939-1、1939-2、1940、イ785、イ786、イ788からイ794まで、イ794-1、イ795、イ796、イ796-1、里道-1、里道-2、里道-3

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

島根県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第1項の規定により、大田市川合町川合2472-1岩谷俊幸外15名から大田市川合町川合土地改良区の設立認可の申請があり、同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
真奥地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	海士町役場

島根県告示第203号

県立石見海浜公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第14条の規定により告示する。

令和3年3月23日

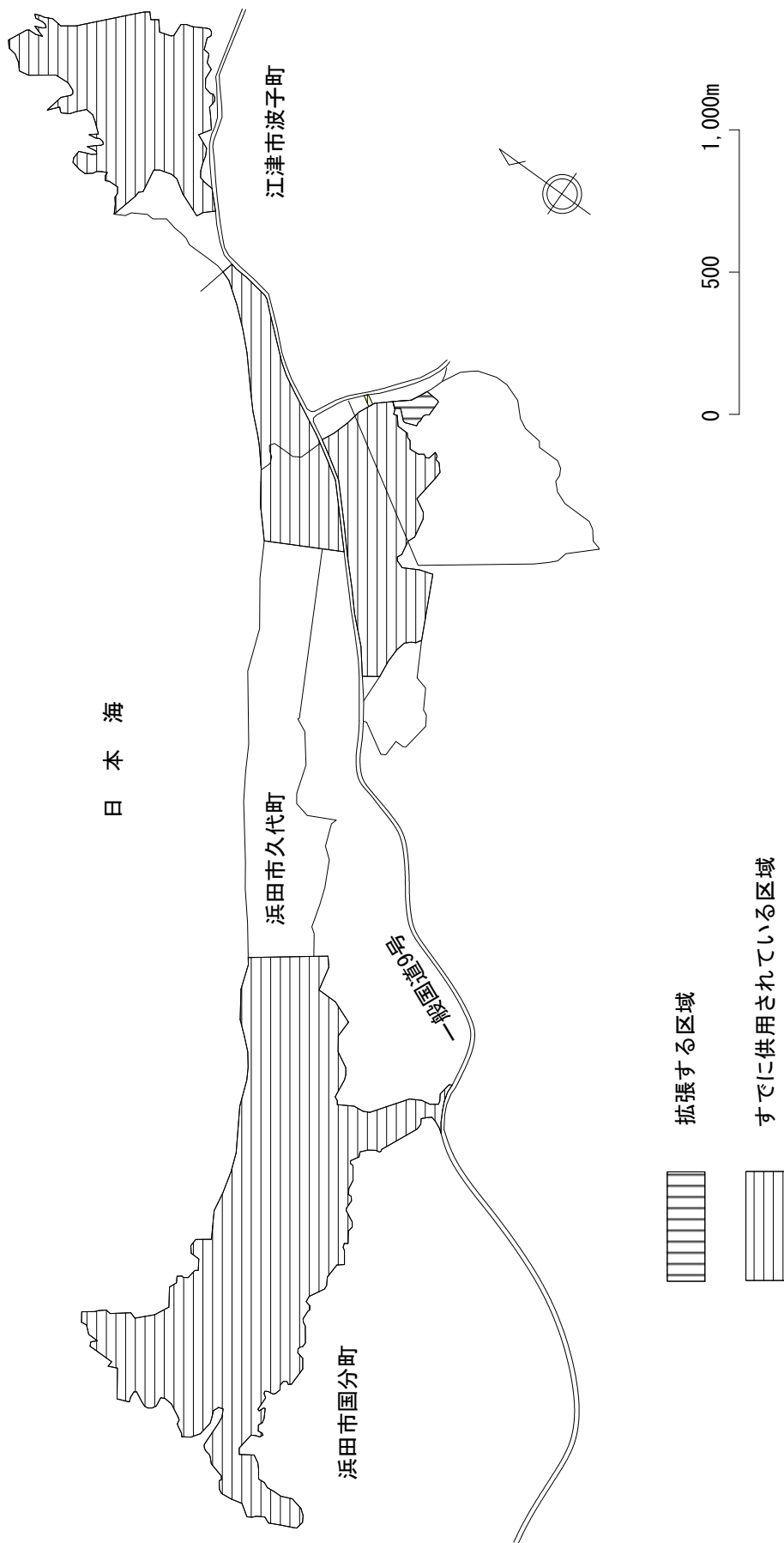
島根県知事 丸 山 達 也

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

令和3年4月1日



公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和3年3月1日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年1月15日から同年3月1日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について雲南県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年3月10日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
雲南市大東町

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

熱分析システムの調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年2月8日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社松江営業所 所長 馬庭 浩之 島根県松江市平成町182番地32

5 落札金額

37,235,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年12月25日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今岡かつみ後援会	今岡 克己	早瀬 眞知子	松江市新雑賀町12-11	令和3年2月17日
うちだ咲子後援会	内田 咲子	安部 英男	仁多郡奥出雲町横田903-2	令和3年3月3日
おざわ一竜後援会	小澤 一竜	小澤 和江	松江市東津田町1034-5	令和3年2月24日
田辺俊成と地域を活性化させる会	田辺 俊成	田辺 俊成	仁多郡奥出雲町竹崎1231	令和3年3月12日
藤原みどり後援会	西村 和也	澤田 吉人	邑智郡美郷町都賀西283-1 西村方別棟	令和3年3月3日

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県 歯科技工士支部	田中 忠重	会計責任者の 氏名	宮松 幸司	川崎 俊晴	令和3年2月12日
自由民主党布施村 支部	山口 泰弘	主たる事務所 の所在地	隠岐郡隠岐の島町卯敷 385	隠岐郡隠岐の島町布施 377-1	令和3年2月3日
自由民主党安来支 部	嘉本 祐一	代表者の氏名	嘉本 祐一	田中 明美	令和3年1月7日
		主たる事務所 の所在地	安来市島田町1775番地	安来市赤江町1793-1	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
天野まさみち後援 会	天野 正道	会計責任者の 氏名	天野 悦子	間庭 茂	令和3年3月1日
飯塚俊之後援会	飯塚 俊之	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶有原町2- 13	出雲市平田町1136	令和3年2月13日
うるしだに光夫後 援会	太田 邦雄	代表者の氏名	太田 邦雄	的場 進	令和3年2月14日
幸福実現党島根県 本部	田中 一隆	会計責任者の 氏名	平田 大悟	井上 愛	令和3年2月28日
幸福実現党松江後 援会	小滝 紳	会計責任者の 氏名	平田 大悟	井上 愛	令和3年2月28日
澤田秀夫後援会	小松原 直樹	会計責任者の 氏名	安達 恵	松田 英樹	令和3年2月1日
原瀬清正後援会	小松原 直樹	会計責任者の 氏名	安達 恵	松田 英樹	令和3年2月1日
平野一成後援会	平野 一成	会計責任者の 氏名	森近 正道	上田 昭弘	令和3年2月1日
民社協会東出雲支 部	乗本 克己	代表者の氏名	乗本 克己	竹内 淳之助	令和3年3月5日
森本ひでとし後援 会	小松原 浩	代表者の氏名	小松原 浩	多久和 英紀	令和3年3月5日
安田栄太後援会	安田 栄太	代表者の氏名	安田 栄太	藤原 充男	令和3年2月12日
		会計責任者の 氏名	杉原 雅也	角森 宏一	
		主たる事務所	雲南市大東町大東1826	雲南市大東町大東1862	

		の所在地	－ 1	－ 3	
山根ひろし後援会	浅野 拓真	主たる事務所の所在地	松江市浜乃木六丁目 2 番12号	松江市浜乃木六丁目31番33号805号室	令和3年2月22日

島根県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
中島隆夫後援会	中島 隆夫	令和3年2月28日
速水雄一後援会	永瀬 英雄	令和2年12月31日
原ひとし後援会	和多田 禎哉	令和3年3月8日

島根県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
内田 咲子	奥出雲町議会議員	うちだ咲子後援会	仁多郡奥出雲町横田903-2	内田 咲子	令和3年3月1日
福田 実	出雲市議会議員	福田実後援会	出雲市東福町1882-29	福田 実	令和3年2月26日

島根県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
飯塚 俊之	飯塚俊之後援会	公職の種類	出雲市長	出雲市議会議員	令和3年2月13日
		主たる事務所の所在地	出雲市塩冶有原町2-13	出雲市平田町1136	

正

誤

令和2年8月11日付け島根県報第131号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県選挙管理委員会告示第27号中	船木 要	船木 要

平成12年12月26日付け島根県報第1,227号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
23	島根県教育委員会告示第八号 の表中

工芸芸術	工芸芸術	誤
------	------	---

工芸技術	工芸技術	正
------	------	---